

2020年10月23日

株主各位

長野県東御市加沢 801 番地  
日信工業株式会社  
代表取締役社長 川口 泰

### 株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である本田技研工業株式会社（以下「本田技研工業」といいます。）から、2020 年 10 月 23 日付で、同法 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社の株主の全員（但し、本田技研工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てを本田技研工業に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受領し、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

### 記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所  
名称：本田技研工業株式会社  
住所：東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
2. 株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称  
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項  
本田技研工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 2,250 円の割合をもって金銭を割当交付します。

4 . 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5 . 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2020年11月13日

6 . その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、本田技研工業が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとします。

以 上